令和２年度奥尻町奨学資金貸付制度のしおり

この制度は、奥尻町内に居住する世帯に属する方が、経済的な理由により修学が困難である場合に奨学資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とするものです。

また、奨学資金の貸し付けは、**奨学生本人に対して貸し付けられるもので、返還も奨学生本人が行います。**

１　申請できる方

（１）奥尻町に在住する者の子弟で、高等学校・高等専門学校・専修学校・大学（短期大学含）に入学及び在学する者であること。（通信教育・夜間の課程は除く）

（２）経済的理由により就学困難な者であること。

（３）身体健康、学業成績優秀でその性行善良であるもの。

２　貸付金額（月額）

高等学校　　２０，０００円以内

高等専門学校・専修学校・短期大学　　３０，０００円以内

大学　　５０，０００円以内

３　申 請

奨学生になることを希望する方は、奨学生貸付申請書及びその他提出書類を添えて、下記受付期間内に所属学校の担当係へ提出してください。

４　受付期間

令和２年　３月　３日　（火）

※先着順ではありません。

５　申請時の提出書類

1. 奨学資金貸付申請書（別記１号様式）
2. 家庭状況調書（別記２号様式）
3. 学業成績書（所属学校で発行してもらえます。）
4. 健康診断書（在学生は学校での健康診断票を代用することができます。）
5. 申請者の住民票謄本、又は申請者及びその保護者の住民票抄本（奥尻町役場で発行してもらえます。申請者が奥尻町に住民票がない場合は、保護者と申請者それぞれの住民票抄本が必要です。）

６　奨学生の決定

提出書類を審査のうえ、後日、貸付の可否を通知します。

奨学生として決定した場合、誓約書及び連帯保証人の印鑑証明書を提出していただいたのち、毎月（貸付開始月は誓約書の提出を確認したのち）奨学生本人の口座に奨学金が振り込まれます。

※奨学資金を振り込む口座は銀行もしくは信用金庫となりますので、口座をお持ちでない方は口座開設の手続きをよろしくお願いします。（郵便局は不可ですのでご注意願います。）

７　保証人

奨学資金貸付の決定を受けた者は速やかに連帯保証人２名を定めて、誓約書に連署のうえ、奥尻町教育委員会に提出してください。

なお連帯保証人とは、独立した生計を営むものであって、いつでも本人と連絡できるものであり、奨学金の申請及び償還について申請者と連携してその義務を負うものとし、奨学資金の貸し付けを受けようとする者が未成年であるときは、連帯保証人のうちの一人はその者の親権者でなければなりません。

８　奨学資金の貸付期間

奨学資金は、これを受け始めた月からその学校の正規の修学期間を終了する月までの期間の範囲内で貸し付けられます。

なお、奨学生が休学した時は、その期間奨学資金の貸し付けは停止されます。

また、貸付期間中の退学、辞退および奨学生世帯の保護者の転出があったときは、貸付中止となり、貸付額の全額を一括で返還していただくことになりますので、特にご注意ください。

９　奨学生の報告義務

奨学生は奨学資金を受けている期間、毎学年の修学状況（学業成績表）を年度末に報告する義務があります。

これに違反すると貸付中止となることもありますのでご注意ください。（報告案内は奥尻町教育委員会から郵送されますので、在籍の学校で証明を受け、返送していただきます。）

１０　奨学資金の返還及び利息

返還は、貸付期間が終了してから１年を経過したのち１０年以内に償還することとなります。

また、利息は原則無利子ですが、滞納が発生した場合は年１４．６％の割合を乗じて徴収することもありますのでご注意ください。また、その際連帯保証人にも通知されます。

返還金は、今後の奨学生貸付の原資なっていることを十分ご理解いただき、納期限内に必ず納入してください。

１１　その他届出書類

奨学生及び奨学生であった者が、貸付金償還を終了するまでの間、事由に応じて次の書類を提出していただくこととなりますので、速やかに奥尻町教育委員会へご連絡願います。

1. 奨学生に選定されたとき　・・・　誓約書、連帯保証人の印鑑証明書（奥尻町教育委員会から書類が郵送されますので、必ず提出してください。）
2. 休学したとき　・・・　休学届
3. 復学したとき　・・・　復学届
4. 転学したとき　・・・　転学届
5. 退学したとき　・・・　退学届
6. 本人、保護者及び連帯保証人の氏名住所に変更があったとき　・・・　住所・氏名変更届
7. 連帯保証人が死亡又は破産、失踪その他の事情により適性を失ったとき　・・・　保証人死亡（失踪・破産）届
8. 連帯保証人を変更したいとき　・・・　保証人変更届
9. 停学等処分を受け、又は処分により学籍を失ったとき・・・ 停学（学籍喪失）届
10. 奨学資金の貸し付けを辞退するとき　・・・　奨学資金辞退届
11. 貸付期間が終了したとき　・・・　借用証書、連帯保証人の住民票抄本及び印鑑証明書（奥尻町教育委員会から書類が郵送されますので、必ず提出してください。）

１２　問い合わせ

わからないことや相談したいことについては、下記連絡先へお問い合せください。

奥尻町教育委員会総務係　　TEL　０１３９７－２－３８９０